○総務省令第四号

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき、平成三十一年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎

平成三十一年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令

地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額は、公庫債権金利変動準備金千億円とする。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○総務省令第五号
財務省令第五号

所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）の施行に伴い、並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第四十一条の二第一項から第四項まで及び第四十三条の規定に基づき、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則（平成二十八年総務省財務省令第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第八項、第十一項、第十二項及び第十五項」を「第九項、第十二項、第十三項及び第十六項」に改め、同項の表第四条第十一項の項中「第四条第十一項」を「第四条第十二項」に改め、「、当該租税条約の相手国等」を削り、「外国法人に係る外国」の下に「においてその法令に基づき」を加え、

ものとされる部分	部分
当該租税条約の規定に基づき免除	外国居住者等所得相互免除法第七条第三項の規定の適用

を

当該租税条約の相手国等のうち当該租税条約

に改め、同表第四条第十一項第一号の項中

租税条約の規定に基づき免除	外国居住者等所得相互免除法第七条第三項の規定の適用

を

外国
のうち外国居住者等所得相互免除法第七条第三項

に改め、同表第四条第十一項第二号及び第三号

租税条約の相手国等のうち当該租税条約	外国
租税条約の規定において当該租税条約	外国の法令に基づき
第四条第十二項第三号	のうち外国居住者等所得相互免除法第七条第三項

に改め、同表第四条第十一項第四号の項中「第四条第十一項第四号」を「第四条第十二項第四号」に改め、同表第四条第十一項第十号の項中「第四条第十一項第十号」を「第四条第十二項第十号」に改め、同条第二項中「第四条第十一項、第十二項前段及び第十四項」を「第四条第十二項、第十三項前段及び第十五項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に、「第四条第十一項及び第十二項前段」を「第四条第十二項及び第十三項前段」に、「第四条第十一項第十一号」を「第四条第十二項第十一号」に改める。

第六条第一項中「第五号ホ」の下に「及びヘ」を加え、同項の表第三項の項中「又はその他の所得」を「、その他の所得又は譲渡収益」に改め、同条第二項の表第一項第三号から第七号までの項中「相手国等」を「規定において」に改め、「係る外国」の下に「の法令に基づき」を加え、同表第九項第一号から第三号まで、第五号及び第六号の項中

及び当該租税条約
及び外国居住者等所得相互免除法第十五条第三項又は第四項の規定

を

租税条約の規定において及び当該租税条約	外国法人に係る外国の法令に基づき
及び外国居住者等所得相互免除法第十五条第三項又は第四項の規定	に改め、同条第三項の表中

第一項第二号及び第三号	租税条約の相手国等当該相手国等の配当等で	非居住者又は外国法人に係る当該外国において設立された対象配当等（外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項に規定する対象配当等をいう。以下同じ。）で
第一項第二号第一項第三号	租税条約の相手国等当該相手国等の配当等で	非居住者又は外国法人に係る当該外国において設立された対象配当等（外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項に規定する対象配当等をいう。以下同じ。）で
	租税条約の規定において	非居住者又は外国法人に係る基づき

を

第四条第十二項第二号第四条第十二項第三号
租税条約の規定において
のうち外国居住者等所得相互免除法第七条第三項

に改め、同表第四条第十一項第一号の項中

租税条約の規定に基づき免除	外国居住者等所得相互免除法第七条第三項の規定の適用

を

当該租税条約づき免除

に改め、同表第四条第十一項第二号及び第三号

租税条約の相手国等のうち当該租税条約	外国
租税条約の規定において当該租税条約	外国の法令に基づき
第四条第十二項第三号	のうち外国居住者等所得相互免除法第七条第三項

に改め、同表第四条第十一項第四号の項中「第四条第十一項第四号」を「第四条第十二項第四号」に改め、同表第四条第十一項第十号の項中「第四条第十一項第十号」を「第四条第十二項第十号」に改め、同条第二項中「第四条第十一項、第十二項前段及び第十四項」を「第四条第十二項、第十三項前段及び第十五項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に、「第四条第十一項及び第十二項前段」を「第四条第十二項及び第十三項前段」に、「第四条第十一項第十一号」を「第四条第十二項第十一号」に改める。

第六条第一項中「第五号ホ」の下に「及びヘ」を加え、同項の表第三項の項中「又はその他の所得」を「、その他の所得又は譲渡収益」に改め、同条第二項の表第一項第三号から第七号までの項中「相手国等」を「規定において」に改め、「係る外国」の下に「の法令に基づき」を加え、同表第九項第一号から第三号まで、第五号及び第六号の項中

及び当該租税条約
及び外国居住者等所得相互免除法第十五条第三項又は第四項の規定

を

租税条約の規定において及び当該租税条約	外国法人に係る外国の法令に基づき
及び外国居住者等所得相互免除法第十五条第三項又は第四項の規定	に改め、同条第三項の表中

第一項第二号及び第三号	租税条約の相手国等当該相手国等の配当等で	非居住者又は外国法人に係る当該外国において設立された対象配当等（外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項に規定する対象配当等をいう。以下同じ。）で
第一項第二号第一項第三号	租税条約の相手国等当該相手国等の配当等で	非居住者又は外国法人に係る当該外国において設立された対象配当等（外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項に規定する対象配当等をいう。以下同じ。）で
	租税条約の規定において	非居住者又は外国法人に係る基づき

を

第四条第十一項第二号及び第三号
租税条約の規定において
のうち外国居住者等所得相互免除法第七条第三項

に改め、同表第四条第十一項第一号の項中

租税条約の規定に基づき免除	外国居住者等所得相互免除法第七条第三項の規定の適用

を

当該租税条約づき免除

に改め、同表第四条第十一項第二号及び第三号

租税条約の相手国等のうち当該租税条約	外国
租税条約の規定において当該租税条約	外国の法令に基づき
第四条第十二項第三号	のうち外国居住者等所得相互免除法第七条第三項

に改め、同表第四条第十一項第四号の項中「第四条第十一項第四号」を「第四条第十二項第四号」に改め、同表第四条第十一項第十号の項中「第四条第十一項第十号」を「第四条第十二項第十号」に改め、同条第二項中「第四条第十一項、第十二項前段及び第十四項」を「第四条第十二項、第十三項前段及び第十五項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に、「第四条第十一項及び第十二項前段」を「第四条第十二項及び第十三項前段」に、「第四条第十一項第十一号」を「第四条第十二項第十一号」に改める。

第六条第一項中「第五号ホ」の下に「及びヘ」を加え、同項の表第三項の項中「又はその他の所得」を「、その他の所得又は譲渡収益」に改め、同条第二項の表第一項第三号から第七号までの項中「相手国等」を「規定において」に改め、「係る外国」の下に「の法令に基づき」を加え、同表第九項第一号から第三号まで、第五号及び第六号の項中

及び当該租税条約
及び外国居住者等所得相互免除法第十五条第三項又は第四項の規定

を

租税条約の規定において及び当該租税条約	外国法人に係る外国の法令に基づき
及び外国居住者等所得相互免除法第十五条第三項又は第四項の規定	に改め、同条第三項の表中

第一項第二号及び第三号	租税条約の相手国等当該相手国等の配当等で	非居住者又は外国法人に係る当該外国において設立された対象配当等（外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項に規定する対象配当等をいう。以下同じ。）で
第一項第二号第一項第三号	租税条約の相手国等当該相手国等の配当等で	非居住者又は外国法人に係る当該外国において設立された対象配当等（外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項に規定する対象配当等をいう。以下同じ。）で
	租税条約の規定において	非居住者又は外国法人に係る基づき

を

第四条第十一項第二号及び第三号
租税条約の規定において
のうち外国居住者等所得相互免除法第七条第三項

に改め、同表第四条第十一項第一号の項中

租税条約の規定に基づき免除	外国居住者等所得相互免除法第七条第三項の規定の適用

を

当該租税条約づき免除

に改め、同表第四条第十一項第二号及び第三号

租税条約の相手国等のうち当該租税条約	外国
租税条約の規定において当該租税条約	外国の法令に基づき
第四条第十二項第三号	のうち外国居住者等所得相互免除法第七条第三項

に改め、同表第四条第十一項第四号の項中「第四条第十一項第四号」を「第四条第十二項第四号」に改め、同表第四条第十一項第十号の項中「第四条第十一項第十号」を「第四条第十二項第十号」に改め、同条第二項中「第四条第十一項、第十二項前段及び第十四項」を「第四条第十二項、第十三項前段及び第十五項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に、「第四条第十一項及び第十二項前段」を「第四条第十二項及び第十三項前段」に、「第四条第十一項第十一号」を「第四条第十二項第十一号」に改める。

第六条第一項中「第五号ホ」の下に「及びヘ」を加え、同項の表第三項の項中「又はその他の所得」を「、その他の所得又は譲渡収益」に改め、同条第二項の表第一項第三号から第七号までの項中「相手国等」を「規定において」に改め、「係る外国」の下に「の法令に基づき」を加え、同表第九項第一号から第三号まで、第五号及び第六号の項中

及び当該租税条約
及び外国居住者等所得相互免除法第十五条第三項又は第四項の規定

を

租税条約の規定において及び当該租税条約	外国法人に係る外国の法令に基づき
及び外国居住者等所得相互免除法第十五条第三項又は第四項の規定	に改め、同条第三項の表中

第一項第二号及び第三号	租税条約の相手国等当該相手国等の配当等で	非居住者又は外国法人に係る当該外国において設立された対象配当等（外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項に規定する対象配当等をいう。以下同じ。）で
第一項第二号第一項第三号	租税条約の相手国等当該相手国等の配当等で	非居住者又は外国法人に係る当該外国において設立された対象配当等（外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項に規定する対象配当等をいう。以下同じ。）で
	租税条約の規定において	非居住者又は外国法人に係る基づき